

短期入所療養介護 算定項目について

単位＝円

項目	内容等	1割	2割	3割
夜勤職員配置	厚生労働大臣が定める夜勤を行う職員の勤務条件に関する基準を満たす	24	48	72
個別リハビリテーション実施	関係者が共同で作成した計画に基づき医師の指示を受けた理学療法士等が実施	240	480	720
認知症ケア	厚生労働大臣が定める施設基準に適合し認知症入所者へのサービス提供	76	152	228
認知症行動・心理症状緊急時対応	認知症行動等が認められ緊急に入所適応と判断された者への提供	200	400	600
緊急短期入所受入	緊急に短期入所療養介護を実施	90	180	270
若年性認知症利用者受入	厚生労働大臣が定める施設基準に適合し若年性認知症利用者を受入	120	240	360
重度療養管理	介護4、5で厚生労働大臣が定める状態の方に医学的管理、療養上の処置実施	120	240	360
送迎	家族等の事情等からして送迎を行うことが必要と認められる場合	184	368	552
療養食	管理栄養士による適切な栄養量及び食事提供行う(1食あたり)	8	16	24
在宅復帰・在宅療養支援(Ⅰ)	厚生労働大臣が定める施設基準に適合し届出した施設への評価	51	102	153
在宅復帰・在宅療養支援(Ⅱ)	厚生労働大臣が定める施設基準に適合し届出した施設への評価	51	102	153
緊急時治療管理	重篤な利用者に救命救急医療を提供	518	1,036	1,554
総合医学管理	緊急に治療管理を目的とし、短期入所療養介護を実施(10日を限度)	275	550	825
生産性向上推進体制加算(Ⅰ)	より高度な生産性向上への取り組みを評価する	1,000	2,000	3,000
生産性向上推進体制加算(Ⅱ)	介護現場の基礎的な生産性向上への取り組みを評価する	100	200	300
特定治療	やむを得ない事情によりリハビリ、処置、手術、麻酔、放射線治療を実施した場合	医科診療報酬点数×10円		
サービス提供体制強化(Ⅰ)	介護福祉士の占める割合要件を満たしている	22	44	66
身体拘束廃止未実施減算	厚生労働省が定める基準を満たさない場合は所定単位数100分の1に相当する単位数を減算する			
高齢者虐待防止措置未実施減算	高齢者の虐待防止措置について策定していない場合、1/100単位減算する			
業務継続計画未策定減算	業務継続計画(BCP)について策定していない場合、1/100単位減算する			
介護職員処遇改善加算(Ⅰ)(口)	介護職員の賃金の改善等を実施しているものとして届け出た施設(総単位数1000分の97)			

介護予防短期入所療養介護の方は、以下の項目は該当しません。

認知症ケア

緊急短期入所受入

重度療養管理

